

平成24年(ワ)第394号,平成25年(ワ)第63号

大飯原発3,4号機運転差止請求事件

原告 松田正 外188名

被告 関西電力株式会社

第12準備書面

平成26年1月16日

福井地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤辰弥

同 上 笠原一浩

原告らは、御庁からの平成25年12月25日付け求釈明1(2)に対し、次のとおり回答する。

1 まず、国会事故調193頁には、次のような記載がある。

「我が国においては、観測された最大地震加速度が設計地震加速度を超過する事例が、今般の東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原発と女川原発における2ケースも含めると、平成17(2005)年以降に確認されただけでも5ケースに及んでいる。このような超過頻度は異常であり、例えば、超過頻度を1万年に1回未満として設定している欧州主要国と比べても、著しく非保守的である実態を示唆している。」

このように、本件原発を含め、日本の原発は、設計地震加速度の設定が著しく不十分であり、本件原発を、設計地震加速度を上回る地震が襲う可能性は、極めて高い。

2 平成17年以降に確認された5ケースのうち、福島第一原発と女川原発（いずれも平成23年の東日本大震災におけるケース）以外の3ケースは、以下の通りである。

(1) 平成17年8月16日に発生した宮城県沖地震は、北緯38度9.0分、東経142度16.7分の宮城県沖を震源とするM7.2の地震である。この地震の際、女川原発の制御建屋で観測された地震動は、南北方向では基礎盤上でも316ガル、3階で808ガル、屋上で965ガルであった(甲34)。

これに対し、当時の設計用最大地震動は、「設計用最強地震」(現実に起こると考えられる最大最強の地震)で250ガルであった。しかも、平成17年8月16日の宮城県沖地震の規模は、当時想定されていた地震(M7.5)の3分の1に過ぎなかった。この地震を受けて、複数の識者が、変形を生じてもおかしくなかったとして耐震設計の過小評価を批判していた(甲35)

(2) 平成19年3月25日発生した能登半島沖地震は、能登半島沖(北緯37度13.2分、東経136度41.1分)で発生したマグニチュード(Mj)6.9、震源深さ11キロメートルの地震である。志賀原発の設計用地震動の最大加速度は1・2号炉ともS1(周辺で過去1万年に動いた活断層などから想定する地震加速度)が375Gal、S2(過去5万年にさかのぼって想定した地震加速度)が490Galであった(甲36)。同地震においては、志賀原発1号機及び2号機において、基準地震動を超過した(甲37の5頁(7枚目)及び8頁(10枚目))。とりわけ、1号機及び2号機の屋根においては、それぞれ1000galに近い最大加速度が観測された(甲37の13頁及び15頁)。

(3) 平成19年7月16日、新潟県中越沖地震が発生した。マグニチュードは6.8である。この地震において柏崎刈羽原発で観測された地震動は1699ガルであった(甲38)。原発敷地でこのような地

震動が生じた要因として、東京電力が活断層の発見、評価を誤ったこと、また、耐震設計審査指針において、一次チェックをした旧通産省、最終チェックをした原子力安全委員会もその誤りを是正することができずに設置許可処分がなされたことが指摘されている（甲39）。

以上